

厚生労働大臣の定める掲示事項

●入院基本料●

①当病棟では1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお時間毎の配置は次の通りです。

◇朝9時～夕方17時まで 看護職員1人当たりの受け持ち人数は6人以内です。

◇夕方17時～深夜1時まで 看護職員1人当たりの受け持ち人数は24人以内です。

◇深夜1時～朝9時まで 看護職員1人当たりの受け持ち人数は24人以内です。

②当病棟では入院患者30人に1人以上の看護補助者を配置しております。

●施設基準等の届出状況●

【基本診察料】

- ・障がい者施設等入院基本料（48床）
- ・看護補助加算2
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算1
- ・医療DX推進体制整備加算

【特掲診察料】

- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・運動器リハビリテーション（Ⅰ）
- ・脳血管リハビリテーション（Ⅱ）

●入院診療計画/院内感染防止対策/医療安全管理体制●

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

●入院時食事療養●

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

●明細書の発行状況●

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。医療費の自己負担がない方にも同様に発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は受付窓口までお申し出下さい。

●長期入院に係る費用の徴収●

同じ症状による通算のご入院が180日を超す場合は「保険医療機関の療養規則」により選定療養費として1日につき1910円を徴収することになります。ただし、厚生労働大臣が定めた特別な状態に該当する患者様は適応外となります。